

農業農村整備事業等工事 施工計画書作成の手引き

令和 7 年 3 月

宮城県 農政部 農村振興課

目 次

1	本書利用上の留意事項	1
2	施工計画書作成の目的	1
3	施工計画書作成の留意点	2
3-1	施工計画の基本事項	2
3-2	施工計画書作成の要点	2
3-3	変更施工計画書の作成	3
3-4	モデル工事について	3
4	施工計画書記載要領	4
4-1	表紙等	4
4-2	目次	4
4-3	工事概要	5
4-4	計画工程表	6
4-5	現場組織表	6
4-6	主要機械	8
4-7	主要資材	9
4-8	施工方法	10
4-9	施工管理計画	12
4-10	緊急時の体制及び対応	15
4-11	交通管理	17
4-12	安全管理	18
4-13	仮設備計画	21
4-14	環境対策	22
4-15	再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理法	22
4-16	法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）	22
4-17	その他	23
5	参考資料	26
5-1	保安施設設置基準	27
5-2	資格を必要とする主な作業内容	41

1 本書利用上の留意事項

農業農村整備事業等工事の受注者（施工者）は、工事の施工に先立ち、「施工計画書」を作成することとなるが、本書は施工計画書を作成するにあたっての記載すべき標準的な事項及びその解説等について述べたものである。

本書は宮城県農業土木工事共通仕様書により土木工事等の施工計画書を作成する際の手引きであり、施設機械工事等は宮城県施設機械工事等共通仕様書により施工計画書を作成するものとする。

本書を利用するにあたっては、各工事の現場条件、工種、工事内容等について十分検討を行ったうえで、適宜変更を加えるものとし、本書は、あくまでも施工計画書を作成するうえでの参考図書とするものである。

2 施工計画書作成の目的

施工計画書は、契約図書等に定められた工事目的物を完成するための必要な手順、工法及び施工管理方法等を示したものであり、施工の基本となるものである。

宮城県農政部で制定する宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-5 第1項に「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定されている。また、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 仮設備計画
- (12) 環境対策
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理法
- (14) 法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）
- (15) その他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」と示されている。

この他、第2項には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出し

なければならない。」、第3項には「受注者は監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

また、施工計画書の提出にあたっては、前述のとおり着工前迄に提出することはもちろんであるが、早期に施工計画を定めることは工事品質確保の観点からも有効であるため、契約締結後、速やかに提出するものとする。

3 施工計画書作成の留意点

3-1 施工計画の基本事項

施工計画の作成時に検討する基本的項目は次のとおりである。

- ①工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ②現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③全体工程（基本工程）
- ④施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤仮設備の選択及び配置

3-2 施工計画書作成の要点

施工計画書の作成にあたっては、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討しながら、最適となる施工計画を決定することが重要である。

公共工事を施工するための施工計画書は、すでに受注を決定し、施工開始期日が定まっていることを前提として作成される場合が一般的であることから、受注時の自社の体制、実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討しないようでは技術の進歩は望めない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木建設産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的にかつ効果的な方法を施工計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は次のとおりである。

- ①生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a)合理的な分割施工
 - (b)仮設の独自規格
 - (c)作業の規格化・標準化
 - (d)新技術・新工法の採用
 - (e)施工の機械化
- ②環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a)環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b)地域社会への貢献
 - (c)廃棄物の減量化・適正処理
 - (d)エネルギー利用の効率化
 - (e)社員の意識改革

このように、施工計画書の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することはもちろん、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

3－3 変更施工計画書の作成

共通仕様書では施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に係る事項について、変更施工計画書を提出することとしているが、変更契約のみならず、「工事打ち合わせ簿」及び発注者からの「設計変更協議書」等により工種、工法等に追加、変更が生じた場合も提出するものとする。

なお、工期や数量等の軽微な変更については、平成 26 年 6 月 1 日より実施している「宮城県農業農村整備事業等における工事書類簡素化について」に基づき作成するものとする。

※工事の設計変更については「工事請負契約設計変更ガイドライン」（農村振興課 HP：<https://www.pref.miyagi.jp/site/sekisankijyun/index.html>）を確認すること。

3－4 モデル工事について

モデル工事について実施する場合は、施工計画書にモデル工事の内容を記載すること。モデル工事は、随時更新するため特記仕様書、施工条件明示書や各実施要領等を確認し記載すること。

4 施工計画書記載要領

4-1 表紙等

施工計画書の用紙規格は A4 縦とし、横書を原則とする。

【記載例】

①提出用鏡

工事打合せ簿		
発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日 ○年○月○日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()	
工事名	R**○○地区(**)－○○号 ○○○○工事	
施工計画書について、宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-5の規定に基づき、別添のとおり提出します。		
添付図面 一葉、その他添付図書		
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理します。 ☐ その他 () 年月日：
	受注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理します。 ☐ その他 () 年月日：

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

②表紙

R**○○地区(**)－○○号 ○○○○工事 <u>施 工 計 画 書</u> ○年○月 発注者 宮城県○○地方振興事務所 受注者 ○○建設株式会社

4-2 目次

宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-5に規定されている記載事項の他、工事の内容に応じて項目の追加、細分化をしてよい。

【記載例】

目 次	
1. 工事概要	・・・○
2. 計画工程表	・・・○
3. 現場組織表	・・・○
：	
：	
13. 再生資源の利用の促進と 建設副産物適正処理法	・○
14. 法定休暇・所定休暇 (週休二日の導入)	・・・○
15. その他	・・・○

- ・ 工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量一覧表の工種、種別、数量等を記入する。
- ・ 施工箇所、現場事務所、資材置場等を示した位置図を添付する。

工事概要

現場代理人 ○○○○
主任技術者 ○○○○
(監理技術者)

工事内容

工種区分	工種	種別	細別	数量	単位	適用
ほ場整備工	整地工	ほ場整地工		20.21	ha	
		畦畔工		1000.0	m	
		整地付帯工	旧水路埋立工	300.0	m	
	道路工	支線道路工	Σ L=	700.0	m	
			支線道路 1 号	200.0	m	
			支線道路 2 号	500.0	m	
		道路付帯工	進入路工	20	箇所	
	用水路工	パイプライン工	Σ L=	400.0	m	
			PL-1 号	400.0	m	
		パイプライン 付帯工	制水弁工	5	箇所	
	仮設工	旧構造物 撤去工		1	式	

4-4 計画工程表

- ・ 計画工程表は、作成方法、特性を十分理解し、該当工事に適する形式（ネットワーク、バーチャート等）で作成する。
- ・ 計画工程表は、各工種・路線毎の施工順序、施工期間が把握できるものであること。
- ・ 全工事期間を通じて、忙しさの程度の均等化に努める。
- ・ 気象、地質、地下水等により、工程に大きな影響が予想される工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させることとする。

4-5 現場組織表

- ・ 現場組織表は、工事現場における組織の編成及び業務分担、並びに下請業者の組織編成・技術者配置が分かるように記載し、監理技術者・専門技術者を配置する工事（建設業法第 26 条第 2 項、26 条の 2※）については、それらも記載する。
- ・ 施工体制台帳の作成を義務付けられた工事（建設業法第 24 条の 8※）及び低入札価格調査対象工事（共通仕様書第 1 編 1-1-6）については、施工体系図もあわせて添付する。
- ・ 建設発生土の搬出を行う工事で、特記仕様書に記載のある場合、建設発生土現場管理者を定め記載する。

- ・ 工程管理、品質管理等については主任技術者（監理技術者）を配置することとする。
（建設業法第 26 条の 4）

※参考

（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

（建設業法第 26 条の 2）

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

（建設業法第 24 条の 8）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

（建設業法第 26 条の 4）

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

【記載例】

現場組織表

現場代理人	現場事務・労務管理 氏 名
氏 名	
TEL	

主任技術者 (監理技術者)	安全管理 労 務 安 全 管 理 氏 名 交 通 安 全 管 理 氏 名 安 全 巡 視 員 氏 名
氏 名	
TEL	

(一次下請)

〇〇建設(株)(〇〇工)
現場責任者〇〇〇〇
TEL

(二次下請)

△△建設(株)(〇〇工)
現場責任者〇〇〇〇
TEL

□□建設(株)(〇工)
現場責任者〇〇〇〇
TEL

施工管理

工 程 管 理	氏 名
品 質 管 理	氏 名
出 来 形 管 理	氏 名
写 真 管 理	氏 名
資 材 管 理	氏 名
測 量 管 理	氏 名
建 設 発 生 土	
現 場 管 理	氏 名

機械管理

重 機 管 理	氏 名
機 械 器 具 管 理	氏 名

4－6 主要機械

工事に使用する主要な機械について、機械名、規格、台数、使用工種、使用時期、保有区分（自社・下請・リース）、施工条件明示書に示される環境対策等を明記した主要機械使用計画表を作成する。

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

元請名・事業者ID	監督員名
	監理技術者名
	監理技術者名
	監理技術者補佐名
	専門技術者名
	担当工事内容
	専門技術者名
	担当工事内容

会 長	統括安全衛生責任者
-----	-----------

	副会長

元方安全衛生管理者	
-----------	--

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

会社名、事業所ID	年 月 日 ~ 年 月 日
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別一般/特定	
安全衛生責任者	
主任技師者	有・無
特設部門に 事の担当	
専門技師者	
組長(工事 内容)	
正 工	

会社名、事業所ID	年月日～年月日
代表者名	正 副
許可番号	
一般/特定の別	
安全衛生責任者	
主任技師	
特定部門に 事の担当 有・無	工 事
専門技師者	
担当工事 内容	

会社名、事業所ID	年 月 日
代 表 者 名	年 月 日
許 可 番 号	年 月 日
一般 / 特定 の 別	一 般 / 特 定
安全衛生責任者	
主任技 術 者	有 ・ 無
特設部門に 準ずる担当	
専門技 術 者	
組工工事 内容	
工 事	
工 場	

会社名、事業者ID	年月日
代表者名	年月日
許可番号	年月日
一般・特定その他	年月日
安全衛生責任者	年月日
主任技師者	年月日
特定第1門工事の担当	年月日
有・無	年月日
第2門技師者	年月日
第3門技師者	年月日
第4門技師者	年月日
第5門技師者	年月日
第6門技師者	年月日
第7門技師者	年月日
第8門技師者	年月日
第9門技師者	年月日
第10門技師者	年月日
第11門技師者	年月日
第12門技師者	年月日
第13門技師者	年月日
第14門技師者	年月日
第15門技師者	年月日
第16門技師者	年月日
第17門技師者	年月日
第18門技師者	年月日
第19門技師者	年月日
第20門技師者	年月日
第21門技師者	年月日
第22門技師者	年月日
第23門技師者	年月日
第24門技師者	年月日
第25門技師者	年月日
第26門技師者	年月日
第27門技師者	年月日
第28門技師者	年月日
第29門技師者	年月日
第30門技師者	年月日
第31門技師者	年月日
第32門技師者	年月日
第33門技師者	年月日
第34門技師者	年月日
第35門技師者	年月日
第36門技師者	年月日
第37門技師者	年月日
第38門技師者	年月日
第39門技師者	年月日
第40門技師者	年月日
第41門技師者	年月日
第42門技師者	年月日
第43門技師者	年月日
第44門技師者	年月日
第45門技師者	年月日
第46門技師者	年月日
第47門技師者	年月日
第48門技師者	年月日
第49門技師者	年月日
第50門技師者	年月日
第51門技師者	年月日
第52門技師者	年月日
第53門技師者	年月日
第54門技師者	年月日
第55門技師者	年月日
第56門技師者	年月日
第57門技師者	年月日
第58門技師者	年月日
第59門技師者	年月日
第60門技師者	年月日
第61門技師者	年月日
第62門技師者	年月日
第63門技師者	年月日
第64門技師者	年月日
第65門技師者	年月日
第66門技師者	年月日
第67門技師者	年月日
第68門技師者	年月日
第69門技師者	年月日
第70門技師者	年月日
第71門技師者	年月日
第72門技師者	年月日
第73門技師者	年月日
第74門技師者	年月日
第75門技師者	年月日
第76門技師者	年月日
第77門技師者	年月日
第78門技師者	年月日
第79門技師者	年月日
第80門技師者	年月日
第81門技師者	年月日
第82門技師者	年月日
第83門技師者	年月日
第84門技師者	年月日
第85門技師者	年月日
第86門技師者	年月日
第87門技師者	年月日
第88門技師者	年月日
第89門技師者	年月日
第90門技師者	年月日
第91門技師者	年月日
第92門技師者	年月日
第93門技師者	年月日
第94門技師者	年月日
第95門技師者	年月日
第96門技師者	年月日
第97門技師者	年月日
第98門技師者	年月日
第99門技師者	年月日
第100門技師者	年月日

工務	年 月 日 ~ 年 月 日
工 業	食 社 名、事業者ID 代 表 者 名 許 可 番 号 一 般 / 特 定 の 別 取 組 主 担 任 者 主 任 技 術 者 特 定 専 門 工 事 の 施 工 有 ・ 無 専 門 技 術 者 職 種 名 内 容

工務	年 月 日 ~ 年 月 日
工事	
主 任	専 門 技 術 者
	有 ・ 無
	特定技能1号の 該当
主 任 技 術 者	
安全衛生責任者	
一般 / 特定の男	一般 / 特定
許 可 番 号	
代 表 者 名	
会 社 名、事業所名	

工務	年 月 日 ~ 年 月 日
二 工	
専 門 技 術 者	有 ・ 無
主任 技 術 者	特任部門工事に 相当
監 査 兼 主 任 者	
一 般 / 命 定 の 別	一 般 / 命 定
許 可 番 号	
代 表 者 名	
会 社 名、事業 者ID	

工務	工事	食 社 名、事業者ID 代 表 者 名 掛 可 番 号 一 般 / 特 定 の 別 収 入 金 主 責 任 者 主 任 技 術 者 特 定 施 工 上 部 の 監 査 有 ・ 無 専 門 技 術 者 第三工務 内 務	年 月 日 ~ 年 月 日

	会 社 名、事業内容		年 月 日 ～ 年 月 日
	代 表 者 名		
	許 可 番 号		
	一 般 / 特 定 の 別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者		
	主任技師名		
	持主(専門工務の担当)	有 ・ 無	
	専門技師名		
	関係工事 内へ寄		
	工事		
	工務		

工務	年 月 日	工 事
主 任	専 門 技 術 者	監 理 工 事 門 係
	有 ・ 無	
主任技師者	特定職工上の 担当	
安全衛生責任者		
一般・特定の別	一般・特定	
許可番号		
代表者名		
会社名・事業所名		

	工務	年 月 日	～ 年 月 日
二上	専門技師 第四部	有、無	特定部門に属する技師の担当
	主任技師者		
	安全衛生責任者		
	一般・特定の別		一般・特定
	許可番付		
	代表者名		
	会社・事業所印		

	工務	年月日
代表者名 代表者姓 可動地 一般・特定別 安全衛生責任者 主任技師者 特設施設工事 の担当 専門技師者 専任技師 内務	有、無	一般・特定
会社・事業所印		

会 社 名	会 社 業 務 者 ID	年 月 日
代 表 者 名		年 月 日
許 可 番 号		年 月 日
一 般 / 特 定 の 別	一 般 / 特 定	年 月 日
安 全 衛 生 責 任 者		年 月 日
主 任 技 術 者		年 月 日
有 ・ 無		年 月 日
特 定 専 門 工 事 の 担当		年 月 日
専 門 技 術 者		年 月 日
		年 月 日
工 事		年 月 日
工 務		年 月 日

工務	年 月 日 ~ 年 月 日
工事	会社名、事業者ID 代 表 者 名 許 可 番 号 一般 / 特定 の 別 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工務 の担当 有 ・ 無 専門技術者 関係建築 部門番号

会 社 長・事 業 者 ID	年 月 日
代 表 者 名	年 月 日
許 可 番 号	年 月 日
一 般・特 定 の 別	一 般・特 定
安 全 衛 生 責 任 者	
主 任 技 術 者	有 ・ 無
特 定 専 門 工 事 の 種 別	
専 門 技 術 者	
専 門 技 術 者 の 種 別	
工 事	
工 務	

	工務	年 月 日 ~ 年 月 日
会 社 長・事業所 ID		
代 表 者 名		
附 属 部 門		
一 般 / 特 定 の 別	一 般 / 特 定	
安 全 衛 生 責 任 者		
主 任 技 術 者	特 定 施 工 事 の 担当	
	有 ・ 限	
専 門 技 術 者		
	無 当 事 内 容	
工 事		

【記載例】

主要機械								
機械名	規格	台数	使用工種	使用時期			保有区分	指定の有無 及び対応
				○月	○月	○月		
バックホウ	0.8m3	3	排水路工				自社	指定有り 排出ガス対策型 低騒音・低振動型
フルトラクタ	16t 湿地	2	基盤整地				下請	指定有り 排出ガス対策型

4-7 主要資材

- ・ 工事に使用する指定材料及び主要資材、製造業者名、品質証明方法、搬入時期等について記載する。
- ・ 県内産製品とは県内で算出、生産、製造又は加工された製品等、又は県内に本社・本店を置く取扱い業者から調達した製品等であり優先的に使用すること。
- ・ 県外品を使用する場合は、県内産製品優先使用の試行要領により県内産製品未使用理由書を添付する。

【記載例】

主要資材									
品名	規格	数量	製造業者	納入業者	品質証明	搬入時期	グリーン製品	県内産製品	備考
生コンクリート	18-8-40	10m3	○生コン	○生コン	試験成績表	○月～ ○月		○	基礎コン 均しコン
生コンクリート	21-12-25	20m3	○生コン	○生コン	試験成績表	○月～ ○月		○	吸水槽
鉄筋	SD295A D13	1.25t	○製鉄	○製鉄	ミルシート	○月～ ○月		○	
排水 フリューム	H800*B800 M=1.76kNm	50 本	○コンクリート	○コンクリート	試験成績表	○月～ ○月		○	
再生密粒度 AS	13F	10ton	○道路	○道路	試験報告書	○月	○	○	

4－8 施工方法

施工計画書の中心となる事項であるので、十分な検討を加え、下記によりできるだけ詳細に記載する。

(1) 「主要な工種」ごとの作業フローの作成

該当工種における作業フロー及び各作業段階における以下の事項について記載する。

(2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・渇水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項、施工方法の要点及び制約条件（施工時期、作業期間、交通規制、自然保護等）、基準点・地下埋設物・地上障害物（電柱・電線等）の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項

(3) 使用予定機械

該当工種における使用予定機械を記述する。

また、記載対象工種は下記の①～⑤を標準とする。

- ① 主要な工種
- ② 設計図書で指定された工法
- ③ 農業土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- ④ 特記仕様書明示項目で、その対応が必要とされている事項
- ⑤ 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等

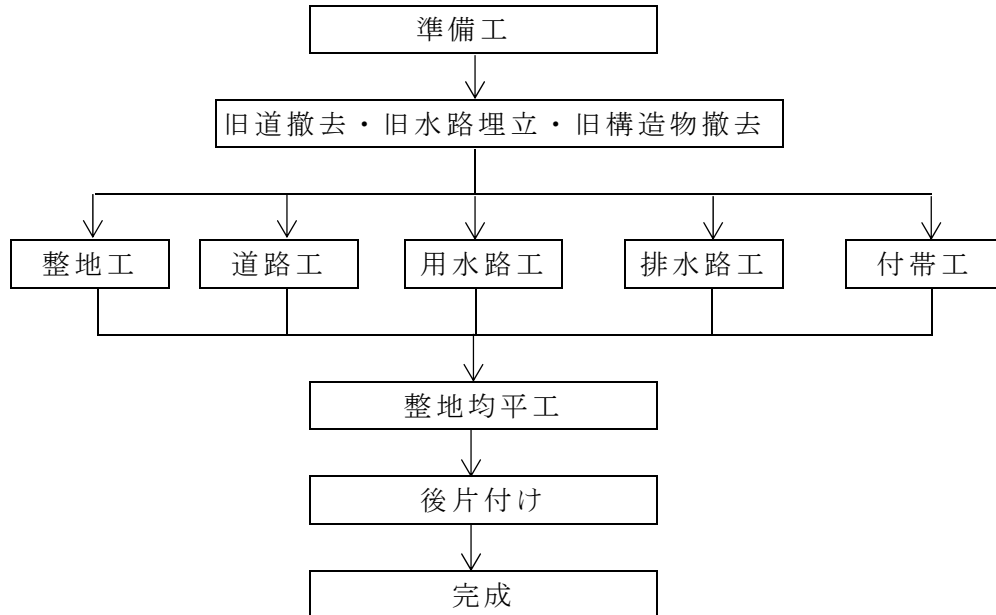
施工方法についての留意点は次のとおり。

- ① 指定仮設又は重要な仮設工に関して、応力計算等によって安全を確認できるものは計算の記述がされているか。
- ② 工事測量、隣接工区との関連についての記述があるか。
- ③ 枠組足場を使用する場合、足場の種類・設置方法等が「手すり先行工法」を原則としているか。
- ④ 工事規模、対象構造物・重量等から適正な機械が選択されているか。
- ⑤ 水道用石綿セメント管等、石綿を含む施設の解体・撤去を行う場合は、石綿障害予防規則に基づき、作業計画を定めなければならない。

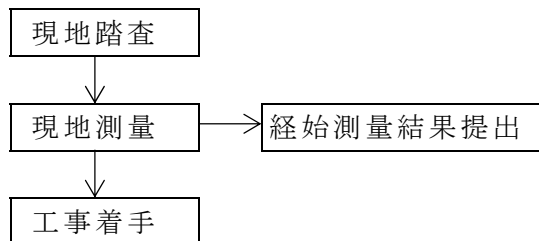
【記載例】

施工方法

ほ場整備工施工フロー（全体）



準備工フロー



○現地測量

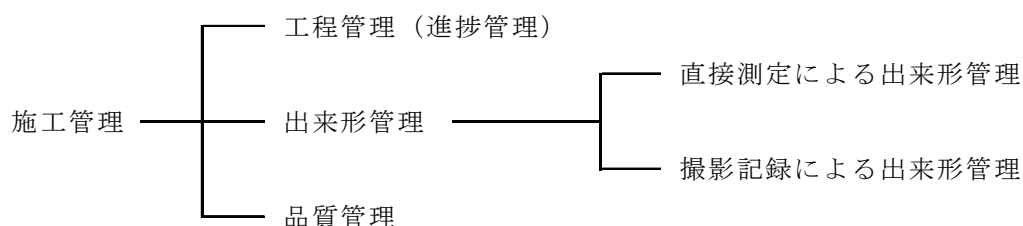
- ・ 工事着手後、速やかに工事区域内の除草を行い、仮 BM 測量・経始測量を実施し、現況地盤高及び表土厚も確認する。その結果を基に用排水路・道路と仕上がり田面との関連を検討し、施工縦断図を作成する。また図面と現地が著しく異なる場合は監督職員と協議する。
- ・ 経始測量は注文図に基づき実施し、その結果を監督職員に提出する。
- ・ 重要構造物は丁張りの設置後、監督職員の確認を経てから施工する。

○その他の準備

- ・ ほ場整備地区境界の確認
改良区及び関係者に立ち会いを依頼し、現地で杭・ポール等で表示し、承諾を得る。
- ・ 電力柱、NTT 柱の移設時期調整
県で申請している移転計画に基づき、移転場所に丁張りを設置し、監督職員・移設機関の立ち会いの上、工事を進める。
- ・ 道路使用許可の申請
県道〇〇線における客土搬入箇所について、道路使用許可申請を行う。

4－9 施工管理計画

施工管理については、宮城県農政部が定める「宮城県農業土木工事施工管理基準」及び特記仕様書に基づき、下記の構成により行わなければならない。



（１）工程管理

- ・ 契約工期を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討し、必要な処置をとることをいう。
- ・ 管理手法（ネットワーク、バーチャート等）及びフォローアップを適正に実施するための点検計画（管理頻度）等を記載する。

（２）直接測定による出来形管理

- ・ 工事の出来形を把握するため工作物の寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定し、その都度、結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、常に的確な管理を行うことをいう。
- ・ その工事で行う出来形管理の「測定項目」について記載する。なお、該当工種がないものについてはあらかじめ監督員と協議する。
- ・ 社内の管理目標値を定めている場合は、あわせて記入する。

（３）撮影記録による出来形管理

- ・ 出来形測定、品質管理を実施した場合において、又は施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を確認するため、必要に応じ撮影記録を行うことをいう。
- ・ その工事で行う写真管理項目について記載する。

（４）品質管理

- ・ 資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施し、その都度、結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、常に的確な管理を行うことをいう。
- ・ その工事で行う品質管理の試験項目について品質管理計画表を作成する。

（５）段階確認

- ・ 宮城県農業土木工事共通仕様書第１編 1-1-25 段階確認一覧表及び特記仕様書に示された段階確認及び立会項目についての計画を記載する。
- ・ ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔確認による立会等を実施する場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における遠隔確認の試行要領に基づき適用種別、機器仕様等の事項を記載する。

（６）その他

- ・ 宮城県農業土木工事施工管理基準に記載の無い工種については、監督職員と協議し各種管理項目を記載する。
- ・ ICTを活用した工事を実施する場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」実施要領及び農林

水産省が公表している「情報化施工技術の活用ガイドライン」により適用工種、適用区域等を記載し、必要な資料等を添付する。

【記載例】

施工管理

(1) 工程管理

工程管理は、バーチャート方式で作成した実施工程表により管理する。

毎月〇日までに工事進捗率を確認し、宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-32に基づき履行報告書を提出する。

次に示す時点においてフォローアップを実施する。

- ① 予定工程に対して、進捗工程に遅れが生じて最終工程に影響を及ぼす場合。
- ② 契約変更を実施した場合。
- ③ その他工程計画の見直しを必要とするような工法の変更等が生じた場合。

(2) 直接測定による出来形管理

直接測定による出来形管理は、特記仕様書及び宮城県農業土木工事施工管理基準に定める測定項目、測定基準により実施し、管理図表、結果一覧表を作成して管理する。

表．直接測定による出来形管理

工種		項目	管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準	管理方式
8 水 路 工 事	コンクリート		±30mm	±45mm	50mにつき	管理図表
	二次製品	基準高(V)			1箇所	
	水路	中心線のズレ(e)	±35mm	±50mm	No1, 3, 5, 7, 9	
		施工延長		-0.1%		

(3) 撮影記録による出来形管理

撮影記録による出来形管理は、特記仕様書及び宮城県農業土木工事施工管理基準に定める撮影基準、撮影箇所により管理し、特に工事完成後明視できない部分の重要な箇所については、撮影箇所を増加し記録する。

表．撮影記録による出来形管理

工種	撮影項目	撮影基準	撮影箇所			記事
排水路工 支排 3 号 L=150m		50～100m につき 1 箇所	No. 1	No. 3	No. 5	
	溝畔集土転圧状況		○		○	作業中
	機械掘削状況		○		○	作業中
	二次製品据付状況		○		○	作業中
	埋戻し状況		○		○	作業中各層
	法面仕上げ状況		○		○	作業中
	出来形測定		○	○	○	

(4) 品質管理

品質管理は、特記仕様書及び宮城県農業土木工事施工管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて管理図表または結果一覧表を作成する。

表．品質管理計画

工 種 区 分	試 験 (測定)項目	品 質 管 理				撮 影 記 録 に よ る 品 質 管 理	
		試 験 方 法	試 験 (測定) 基 準	管 理 方 法	備 考	撮 影 項 目	撮 影 回 数
コンクリート	塩化物イオン 量	JISA1144	1 回／週			測定時	1 回
	スランプ試験	JIS1101	供試体採取時				
	空気量試験	JISA1128	及び品質に変 化がある時				
	圧縮強度試験	JISA1108	20m3 に 1 回				
排水	外観・形状		全数	結果一覧表		—	
フリューム	寸法		1/100 個	結果一覧表		測定時	1 回

(5) 段階確認及び立会

段階確認及び立会については以下のとおり実施する。

表．段階確認及び立会計画表

種別	細別	確認時期	予定時期	記事
整地工	表土扱い	基盤整地完了時	令和〇年〇月上旬	段階・立会
既製杭工 (吸水槽)	既製 コンクリート杭	打込時	令和〇年〇月上旬	段階・立会
		打込完了時	令和〇年〇月上旬	段階・立会
		杭頭処理完了時	令和〇年〇月上旬	段階・立会

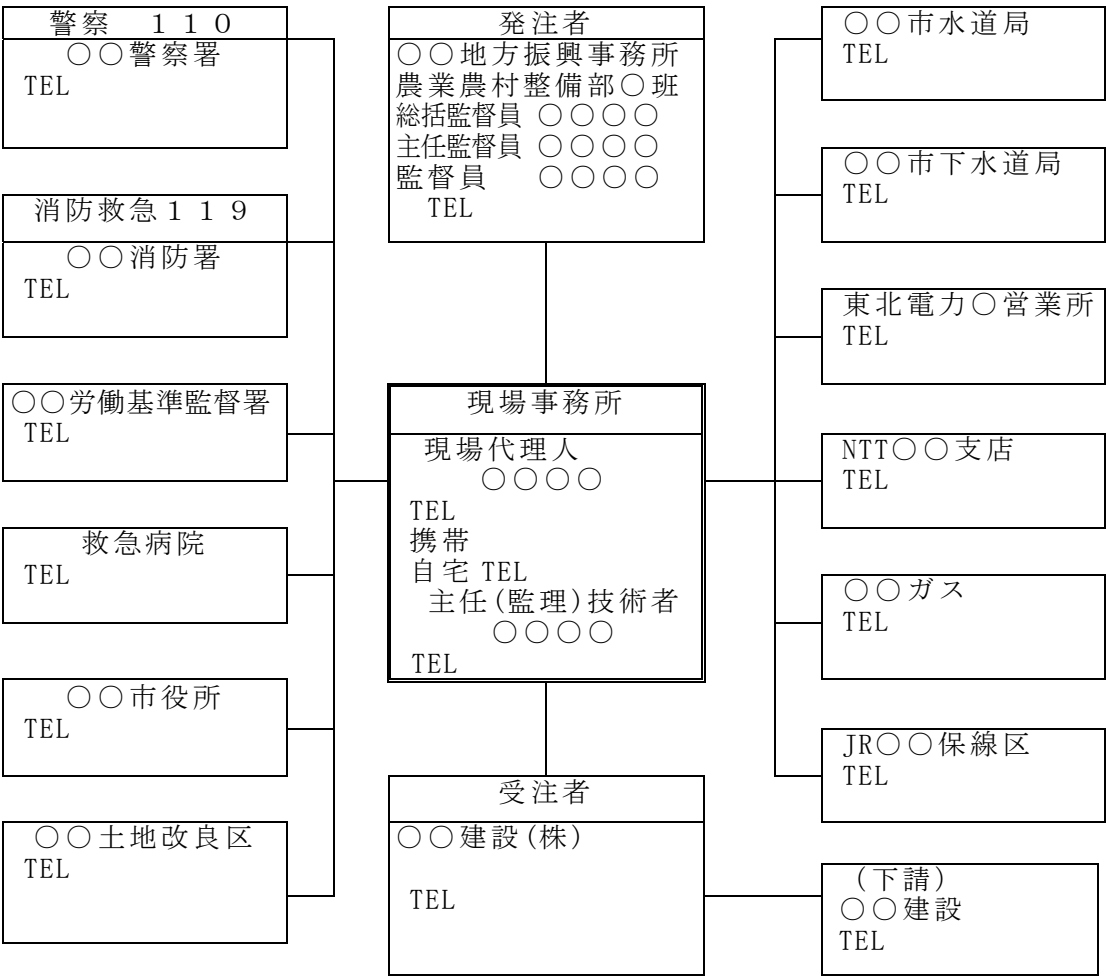
4-10 緊急時の体制及び対応

事故あるいは災害等の緊急事態発生時に対応できるよう、関係機関及び発注者への連絡体制及び災害対策組織を定めておかなければならない。連絡体制図には施工者の夜間・休日の緊急時連絡先も記載する。

また、自然災害発生のおそれがある場合の防災計画等も定めておく必要がある。

【記載例】

(1)連絡体制図



夜間・休日の緊急時連絡先			
役職	氏名	携帯 TEL	自宅 TEL
現場代理人			
主任（監理） 技術者			
安全管理者			
本社担当部長			
(下請業者) 〇〇建設			

(2) 災害対策組織表

	災害対策責任者	災害対策員	
		災害対策員	
		情報連絡員	
TEL		車両・重機係	
FAX		防護係	

(3) 防災計画

① 気象条件による作業の中止基準及び再開基準

ラジオ及びインターネットにより情報を収集し〇〇市の基準が下記の場合に中止（再開）とする。

降 雨	1 回の降雨量が 50mm 以上
積 雪	1 回の積雪量が 25cm 以上
強 風	10 分間の平均風速が 10m/s 以上
地 震	震度 4 以上
再開基準	気象等回復後、現場点検を行い現場代理人が判断

② 大雨・地震等により災害発生のおそれがある場合には、前記災害対策組織表に記載している災害対策員が現場巡回点検を実施する。

巡回点検実施基準：大雨、洪水、強風注意報発令時

震度 4 以上の地震発生時

③ 災害発生に即応できるよう、次の資機材を備え常に整備しておく。

- ・ブルドーザー 〇t 〇台
- ・バックホウ 〇m3 〇台
- ・土のう袋 〇袋
- ・土木シート 〇枚

④ 災害対策責任者は巡視員の報告をとりまとめ、発注者との連絡調整を行い、周辺状況の把握に努める。

⑤ 危険箇所を発見した場合は、直ちに立入禁止等の防護措置を実施する。

(4) 避難場所と避難経路

別図のとおり

4-11 交通管理

工事実施にあたっては、道路交通の安全と円滑化を図るため、道路機能を十分発揮させるよう配慮するとともに、交通事故の発生を未然に防止するよう考慮しなければならない。

工事に伴う交通処理及び交通対策については、宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-41(交通安全管理)に示されており、下記該当項目について十分な対策を検討する。また、道路上で工事を実施する場合、安全施設・案内標識の配置並びに交通整理員等の配置について、宮城県土木部の定める道路工事現場における保安施設設置基準及び交通安全に関する法令等により記載する。

- ①交通安全対策（交通安全一般事項、交通整理員等配置計画）
- ②工事用資・機材の搬入経路
- ③一般道路に係る工事の安全対策（保安施設設置計画）
- ④指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- ⑤特殊車両の通行
- ⑥過積載防止対策

【記載例】

交通管理

（１）交通安全対策

- ① 工事関係車両の運転手には、交通法規を遵守するよう安全会議等を通じて指導徹底する。
- ② 危険区域には警戒標識、保安灯、バリケード等を設置して安全管理に努める。
- ③ 県道〇〇線における客土材の運搬時間は AM10:00～PM4:00 までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。

（２）主要資材搬入経路

別図のとおり

（３）保安施設設置計画

別図のとおり

（４）工事用道路の維持補修

- ① 未舗装部の防塵処理については 1 日 2 回、散水車により散水を行う。
- ② 補修は必要に応じ補修材（RC-40）により行うか、グレーダーにより不陸整正を定期的に行う。
- ③ 運搬作業中は、1 日 2 回車両運行管理者による巡視を実施する。
- ④ 現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに、運搬路に土砂が落下した場合は速やかに取り除く。

（５）特殊車両の運行

道路法第 47 条第 1 項及び道路交通法等で制限された車両の使用にあたっては、許可証の写しを事前に提出する。

(6) 過積載防止対策

①運搬車両の登録ナンバー、積載重量、運転手名等については下表のとおり。

登録ナンバー	メーカー	最大積載量	運転者名	所属会社名	備考
宮〇〇 〇〇〇	〇〇	10 t	〇〇〇	〇〇	ダンプトラック
宮〇〇 〇〇〇	〇〇	2.9t	〇〇〇	〇〇	クレーン付トラック

②積載量の確認については、下記の方法によって行う。

- i. 生コンクリート 納入伝票により確認する。
- ii. 砕石・運土量 載荷量実測及び荷姿により確認する。
- iii. コンクリート二次製品 製品重量により積載可能数量内で運搬する。

4-12 安全管理

工事中の安全管理については、宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-34に示されているところであるが、安全管理計画を立案するための標準的な検討項目は下記の通りである。

(1)安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2)労働者の危険又は健康障害を防止するための対策

- ①機械器具、爆発物、掘削等から生ずる危険防止
- ②通路、階段等の保全
- ③労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ④災害等の緊急時における避難路確保対策

(3)労働者の就業にあたっての対策

- ①安全衛生教育の方法
- ②就業制限に関する処置

(4)第三者施設に対する安全対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設に近接して工事を行う場合の対策

(5)労働基準監督署への届出

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づく工事計画届、クレーン等設置報告、機械等設置届等の該当有無

【記載例】

安全管理

(1)安全衛生管理体制

現場内での労働災害・交通災害等の発生を未然に防止するため、次の組織を設ける。（体制図は別添参照）

(2)安全巡視員

工事期間中は、安全巡視員を配置し安全に関する巡視点検等を行い、安全確保に努める。

(3) 目標点検

毎月の作業内容に応じた重点目標を定め、それを守るよう努める。なお、作業員の保護帽着用は安全管理の基本であるため、毎日就業時に確認し励行させる。

(4) 第三者の事故防止

工事区間の下流側は民家密集地のため、特に一般通行車両及び歩行者には十分注意して作業を行う。

(5) 新規入場者教育の実施

当現場に労働者を新たに雇い入れた場合又は作業内容を変更した場合は、下記項目について新規入場者教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全行動が定着するまで巡視等でチェックし、危険な行動が見られた場合はその場で指摘するとともに、安全訓練等でその評価を行う。

- ①ヘルメットの使用方法
- ②安全帯の装着及び使用方法
- ③作業手順
- ④現場の整理整頓の励行
- ⑤現場組織の説明、緊急時連絡方法
- ⑥安全作業に対する意識の定着

(6) 安全管理活動計画

実施項目	参加予定者	内容	頻度
朝礼	現場作業従事者	当日の作業手順、体操	毎日
KY 活動	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場作業従事者	日々の安全活動に対する評価	毎週
安全訓練	別表(工事安全教育及び訓練についての活動計画) 参照		
安全巡視	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

(7) 〇〇地区安全協議会の設置

本〇〇地区においては、本工事を含み〇件の工事が発注されており、受注者間の安全施工を確保するため、安全協議会を設置する。

会則等詳細については別途提出する。

(8) 地下埋設物への対応

①町道〇〇線に NTT 回線ケーブルが埋設されているので、NTT 職員立会のうえ試掘を行い、ケーブルの高さを確認したのちに床掘作業を実施する。

(9) 労働基準監督署への届出

①掘削高さが 10m を超えるため、労働安全衛生法第 88 条及び労働安全衛生規則第 90 条の 4 に基づき、別添の工事計画届を労働基準監督署あて提出する。

(10) 安全訓練等

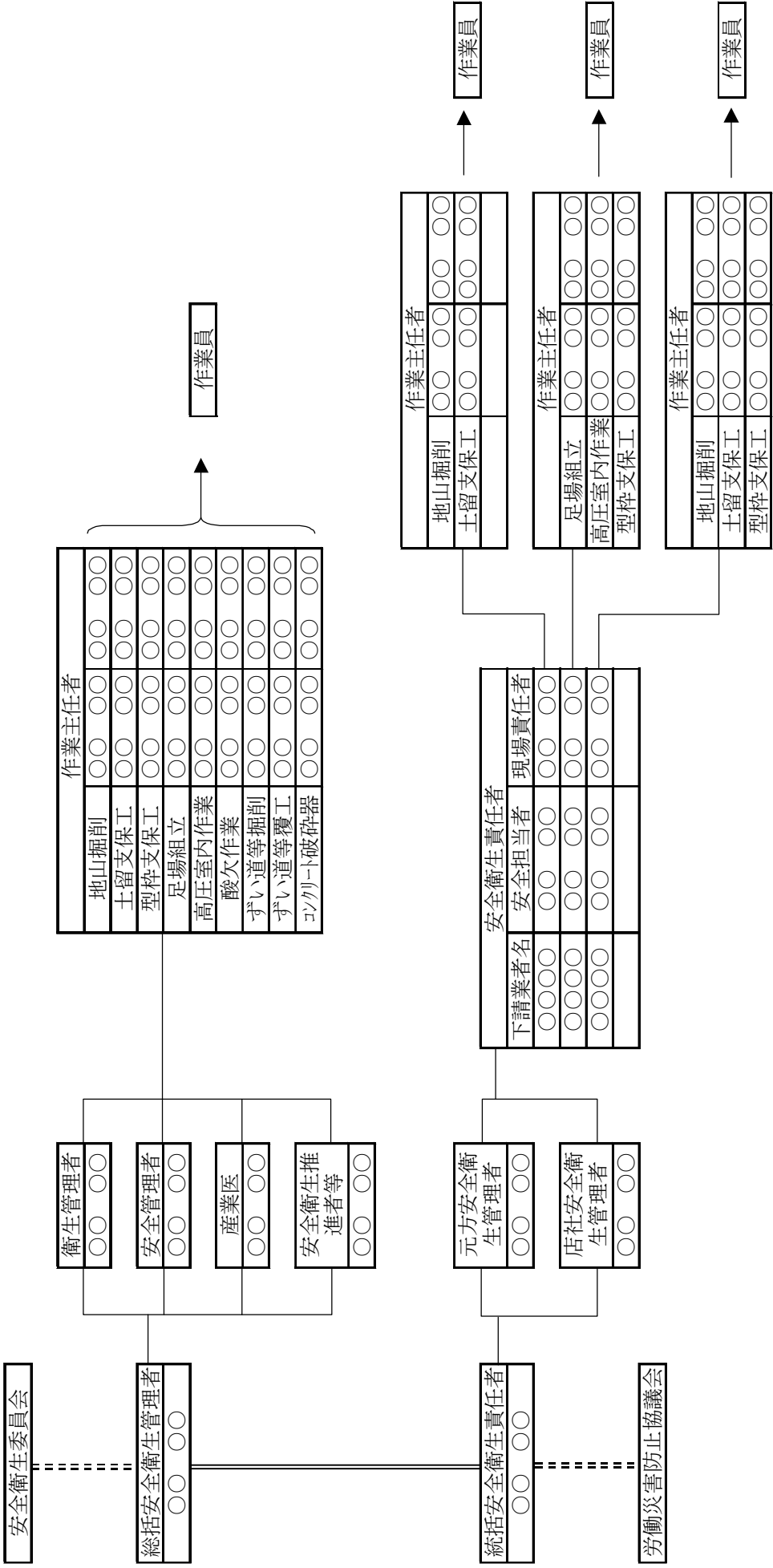
本工事の施工に際して、現場に必要な安全訓練等を作業員全員の参加によって、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記項目から選択して実施し、報告する。

- i 安全活動ビデオ等の視覚資料による安全教育
- ii 当該工事内容等の周知徹底
- iii 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
- iv 当該工事における災害対策訓練
- v 当該工事現場で予想される事故対策
- vi その他、安全・訓練等として必要な事項

表. 工事安全教育及び訓練についての活動計画

年 月	主な工種	安全教育・訓練内容	月間安全目標
○年 9 月	準備工		作業環境の整備
10 月	旧道・旧体撤去 整地工 用水路工 排水路付帯工	安全管理の基本方針について 作業所規則について 現場へ持込む機械・機材の保守と管理 受益者に対する対応の仕方	重機災害の防止 土砂崩壊災害の防止
11 月	整地工 道路工 排水路工 排水路付帯工	安全活動のビデオによる安全教育 作業手順について 玉掛け作業について	重機災害の防止 吊荷の落下災害の防止 転落の防止
12 月	整地工 排水路工 排水路付帯工	重機災害防止について	重機災害の防止 吊荷の落下災害の防止 転落の防止
○年 1 月	道路工 用水路工 排水路工 排水路付帯工	重大な災害・事故発生時の処置領域について	土砂崩壊災害の防止 重機災害の防止
2 月	整地工 用水路工 道路工 用水路付帯工	安全活動のビデオによる安全教育	土砂崩壊災害の防止 重機災害の防止
3 月	整地工 道路工 後片付け	安全活動のビデオによる安全教育 重機災害防止について	交通災害の防止

現場安全衛生管理体制図



注) 本体制図は、事業場の規模等に応じて適宜修正して作成すること。

4-13 仮設備計画

設計図書に定められた設備やその他主要な設備について、使用種類、規格、設置作業方法等について記述する。一般的には次の事項について作成する。

- (1) 現場事務所、駐車場、倉庫、資材置場などの設置箇所図を作成する。
- (2) 仮締切、仮設道路、防護柵等の平面図、構造図を作成する。
- (3) その他必要に応じて、構造物の足場等の構造図を作成する。

【留意点】

※労働安全衛生規則第 613 条（休憩設備）に基づき、現場作業員が有効に利用できる休憩設備（作業員数を考慮した広さ、状態）を設けているか。

※現場事務所の執務環境が安全管理上配慮されているか。（救急箱、消火器等の設置）

【記載例】

仮設備計画

1) 一般交通

現場内は道路工事現場における保安施設設置基準に従い保安施設を施す。

2) 現場事務所

4.50m×5.40m の仮設小屋 1 棟を設置する。

3) 労務休憩所

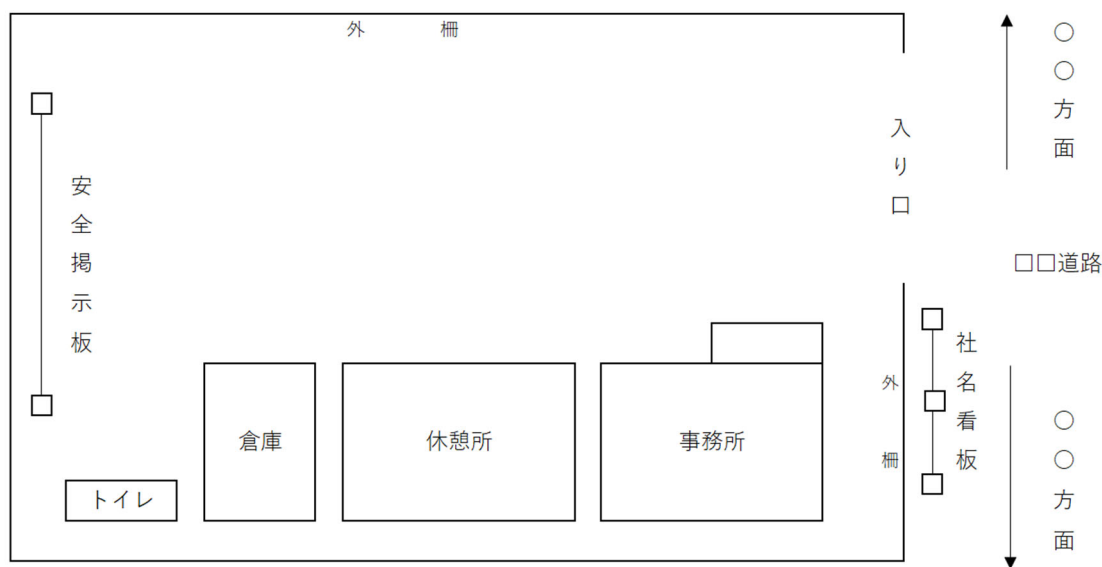
4.50m×5.40m の仮設小屋 1 棟を設置する。

4) 通信設備など

固定電話、FAX、コピー、パソコン各 1 機及び消火器・救急箱を現場事務所に設置する。

5) その他

倉庫、トイレ 1 棟、敷地外周には柵を設置、安全施設（看板）等は別紙図のように設置する。



4-14 環境対策

事業の要件として土地改良法施行令第2条で、環境との調和に配慮が必要と定められ、工事についても環境への配慮が重要である。特記仕様書により環境への配慮が明記されたものは、内容及び対策を施工計画書に記載する。

工事現場周辺の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策関係法令を遵守のうえ、下記項目について対策を検討する。

- ①騒音・振動対策
- ②水質汚濁対策
- ③ゴミ・ほこりの対策
- ④事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤動植物への環境配慮対策

【記載例】

環境対策

（１）騒音

当該工事箇所周辺には人家があるために、建設機械類は低騒音・低振動型を使用する。

コンクリート打設時において、工事現場付近におけるミキサー車の待機場所については配慮し、空ぶかしを行わないよう注意する。

また、騒音測定を行い、基準（85dB）を超えた場合は、シート等で覆い騒音対策を講じる。

（２）濁水

濁水を直接河川に流出させないため、沈殿池を設置し上水を流出させる。

4-15 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理法

資源の有効な利用の促進に関する法律及び宮城県農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-22（建設副産物）に基づき、下記項目について作成・記載する。

- ①再生資源利用計画書
- ②再生資源利用促進計画書

1. 工事概要

愛知県	中分類		市道	田沼	
	小分類			TEL	

← <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

記入年月日	R		年		月		日
工事責任者							
調査票記入者							

工 事 名			工事進捗状況 ▶	工事種別コードに3 ▶	請負金額 千円十 億単位は百万円を 単位として表示する。	万円未満四捨五入 千円十 億単位は百万円を 単位として表示する。 ※消費税の納入額が消費税控除後の金額となる場合、左記の通りとする。
工事施工場所	▶	▶		住所コード	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	1万円未満四捨五入 万五千五百 万円(税込み) 再資源化等が完了した年月日
工事概要等				施工条件の内容等 (再生資源の利用に関する特記事項等)		令和 年 月 日 建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい

建造面積	十萬五千五百十一	階數	地上 地下
延床面積	m^2		
構造	m		
用途			
備註			

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）				左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）				再生資源	
分類	小分類	規格	主な利用用途 利用量（A） 小数量第三位まで	再生資材の名称 コード47	再生資材利用量（B） 小数量第三位まで	供給元 コード58	再生資材の供給元場所住所	施工条件 内容 コード59	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
	コンクリート 及び鉄筋 床・舗装資材		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
	木材		トン		トン				0 %
特定建設資材	アスファルト ・コンクリート		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
その他の建設資材	土砂		総合m³ 総合m³		総合m³ 総合m³				0 %
		合 計	0.000 総合m³		0.000 総合m³				0 %
	砕石		m³		m³				0 %
		合 計	m³		m³				0 %
		合 計	0.000 m³		0.000 m³				0 %
その他の建設資材	道床・二重層 ・根手		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
	石膏ボード		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %
その他の建設資材	その他の 建設資材		トン		トン				0 %
		合 計	トン		0.000 トン				0 %

コンクリートについて	2 再生コン(0o再生骨材H)	4 第四種製造発生土
1 生コン(バーン)骨材	3 再生コン(0o再生骨材L)	5 建設汚泥処理土
3 再生コン(0o再生骨材M)	4 再生コン(0o再生骨材H)	6 建設汚泥処理土
5 再生コン(0o再生骨材L)	6 無筋コンクリート二次製品(バーン)骨材	7 土質改良土
無筋コンクリート二次製品(0o再生骨材)	8 再生無筋コンクリート二次製品(0o再生骨材)	8 建設汚泥処理土
9 再生無筋コンクリート二次製品(0o再生骨材)	10 その他	4 単粒砕石
コンクリート及び鉄骨からなる建築資材について	2 2筋コクリート二次製品(リユース品)	
コンクリート二次製品(バーン)骨材	4 再生有筋コンクリート二次製品(0o再生骨材)	
5 有筋コンクリート二次製品(0o再生骨材)		
5 その他		
木材について	2 本質ボード	
1 木材について	3 3筋コクリート二次製品(バーン)骨材	
2 本質ボード	4 アクリルボード	
3 3筋コクリート二次製品(バーン)骨材	5 改質アスコン	
4 アクリルボード	6 改質アスコン	
5 改質アスコン	7 加筋アスファルト安定処理路盤材	
6 改質アスコン		
7 加筋アスファルト安定処理路盤材		
土砂について	2 第一種建設発生土	2 粒度調整砕石
1 第一種建設発生土	3 第二種建設発生土	3 鉄さい
2 第二種建設発生土	4 土質改良土	
3 土質改良土	5 深渡土	
4 土質改良土	6 深渡土	
5 深渡土	7 山砂、山土などの新材(採取、購入土)	
6 深渡土	8 山砂、山土などの新材(採取、購入土)	
7 山砂、山土などの新材(採取、購入土)		
8 山砂、山土などの新材(採取、購入土)		
砕石について	1 1筋コクリート	
1 1筋コクリート	2 2筋コクリート	
2 2筋コクリート	3 3筋コクリート	
3 3筋コクリート	4 4筋コクリート	
4 4筋コクリート	5 5筋コクリート	
5 5筋コクリート	6 6筋コクリート	
6 6筋コクリート	7 7筋コクリート	
7 7筋コクリート	8 8筋コクリート	
8 8筋コクリート	9 9筋コクリート	
9 9筋コクリート	10 10筋コクリート	
10 10筋コクリート	11 11筋コクリート	
11 11筋コクリート	12 12筋コクリート	
12 12筋コクリート	13 13筋コクリート	
13 13筋コクリート	14 14筋コクリート	
14 14筋コクリート	15 15筋コクリート	
15 15筋コクリート	16 16筋コクリート	
16 16筋コクリート	17 17筋コクリート	
17 17筋コクリート	18 18筋コクリート	
18 18筋コクリート	19 19筋コクリート	
19 19筋コクリート	20 20筋コクリート	
20 20筋コクリート	21 21筋コクリート	
21 21筋コクリート	22 22筋コクリート	
22 22筋コクリート	23 23筋コクリート	
23 23筋コクリート	24 24筋コクリート	
24 24筋コクリート	25 25筋コクリート	
25 25筋コクリート	26 26筋コクリート	
26 26筋コクリート	27 27筋コクリート	
27 27筋コクリート	28 28筋コクリート	
28 28筋コクリート	29 29筋コクリート	
29 29筋コクリート	30 30筋コクリート	
30 30筋コクリート	31 31筋コクリート	
31 31筋コクリート	32 32筋コクリート	
32 32筋コクリート	33 33筋コクリート	
33 33筋コクリート	34 34筋コクリート	
34 34筋コクリート	35 35筋コクリート	
35 35筋コクリート	36 36筋コクリート	
36 36筋コクリート	37 37筋コクリート	
37 37筋コクリート	38 38筋コクリート	
38 38筋コクリート	39 39筋コクリート	
39 39筋コクリート	40 40筋コクリート	
40 40筋コクリート	41 41筋コクリート	
41 41筋コクリート	42 42筋コクリート	
42 42筋コクリート	43 43筋コクリート	
43 43筋コクリート	44 44筋コクリート	
44 44筋コクリート	45 45筋コクリート	
45 45筋コクリート	46 46筋コクリート	
46 46筋コクリート	47 47筋コクリート	
47 47筋コクリート	48 48筋コクリート	
48 48筋コクリート	49 49筋コクリート	
49 49筋コクリート	50 50筋コクリート	
50 50筋コクリート	51 51筋コクリート	
51 51筋コクリート	52 52筋コクリート	
52 52筋コクリート	53 53筋コクリート	
53 53筋コクリート	54 54筋コクリート	
54 54筋コクリート	55 55筋コクリート	
55 55筋コクリート	56 56筋コクリート	
56 56筋コクリート	57 57筋コクリート	
57 57筋コクリート	58 58筋コクリート	
58 58筋コクリート	59 59筋コクリート	
59 59筋コクリート	60 60筋コクリート	
60 60筋コクリート	61 61筋コクリート	
61 61筋コクリート	62 62筋コクリート	
62 62筋コクリート	63 63筋コクリート	
63 63筋コクリート	64 64筋コクリート	
64 64筋コクリート	65 65筋コクリート	
65 65筋コクリート	66 66筋コクリート	
66 66筋コクリート	67 67筋コクリート	
67 67筋コクリート	68 68筋コクリート	
68 68筋コクリート	69 69筋コクリート	
69 69筋コクリート	70 70筋コクリート	
70 70筋コクリート	71 71筋コクリート	
71 71筋コクリート	72 72筋コクリート	
72 72筋コクリート	73 73筋コクリート	
73 73筋コクリート	74 74筋コクリート	
74 74筋コクリート	75 75筋コクリート	
75 75筋コクリート	76 76筋コクリート	
76 76筋コクリート	77 77筋コクリート	
77 77筋コクリート	78 78筋コクリート	
78 78筋コクリート	79 79筋コクリート	
79 79筋コクリート	80 80筋コクリート	
80 80筋コクリート	81 81筋コクリート	</

ラスパット・コンクリートについて
 1 基礎
 2 基礎
 3 歩道
 4 歩道
 5 その他(駐車場、敷地内道路、土砂)について
 6 河川
 7 可成り長尺用
 8 6本用
 9 6本用
 10 2路床
 11 建設路体
 12 構造物の裏込材、渠長用
 13 構造物造成用
 14 堤防造成用
 15 埋場整備(用地整備)
 16 その他

砕石について
 1 舗装の下層路筋材
 2 舗装の下層路筋材
 3 構造物の裏込材、基礎材
 4 その他
 5 塩化カルシウム系、緩手について
 6 水道(配水)用
 7 下水用
 8 農業用水
 9 設備用
 10 2天井
 11 壁
 12 天井

3その他について
 3その他の建設資材について
 3利用用途を具体的に記入して

[illegible]

再生資材の供給元について

1. 現場内利用
2. 他の工事現場（内陸）
3. 他の工事現場（海面）
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他

施工条件について

- 1.再生材の利用の指示あり
- 2.再生材の利用の指示なし

樣式2・口 再生資源利用促進計畫書 一建設副產物搬出工事用一

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類 の 種 別	現場内利用・減量				現場外搬出				再生資源利用促進率			
	現場内利用		減 量		搬出先場所住所		搬出先場所住所		再生資源利用促進率			
	①発生量 (総トン数) =②+③+④	②利用量 用途 コード ※10 小数量第三位まで	減重量 法 コード ※11 小数量第三位まで	③減量化量 小数量第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	地区別の コード ※12 内訳	住所コード ※4 千 百 十 一	搬出先 の距離 コード ※13 千 百 十 一	④現場外搬出量 小数量第三位まで	⑤再生資源 利用促進量	再生資源利用促進率 ②÷③×⑤(%) ①	
コンクリート塊	0.000 トン	トン			搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
建設発生木材ハ ル管・樫手(建設発生木材ハ ル管・樫手を除く)	0.000 トン	トン			搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
アスファルト・ コンクリート塊	0.000 トン	トン			搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
その他がれき類	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
建設発生木材白 木(建設発生木材白 木を除く)	0.000 トン	トン			搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
建設汚泥	0.000 トン	トン	トン		搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
金属くず	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
廃プラスチック ル管・樫手	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
廃プラスチック (廃プラスチックとニ ル管・樫手を除く)	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
廃石膏ボード	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
紙くず	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
アパハス (可燃性)	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
その他の分別 された廃棄物	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
混合(他の廃棄物 (建設発生廃棄物)	0.000 トン				搬出先1 搬出先2			km	トン	0.000 トン	0 %	
第一種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
第二種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
第三種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
第四種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
建設発生土 (建設発生土以外の土)	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
浚渫土 (浚渫土を除く)	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
合 計	0.000 地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2			km	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	

建設発生土の搬出先住所は、建設発生土の搬出先住所に記入してください。
 建設発生土の搬出先住所は、建設発生土の搬出先住所に記入してください。

4-16 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

週休二日の導入について、法定休日・所定休日及び週休二日を確保するための取り組みについて記載する。

【参考】

法定休日：労働基準法第35条に基づき使用者（会社）が労働者に与えなければならない休日であり、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を確保しなければならない。

なお、法定休日を確保していても法定労働時間（1日8時間・1週40時間以内）を超える労働を行う場合や法定休日に労働を行う場合は事前に労使協定の締結・労基への届出が必要となるため留意のこと。

所定休日：労使間の取り決めなどにより会社が定めた法定休日以外の休日。

【記載例】

法定休日・所定休日

- （1）毎週〇曜日を法定休日とする。
- （2）毎週〇曜日及び国民の祝日、弊社創立記念日の〇月〇日を所定休日とする。

週休二日を確保するための取り組み

（1）休日取得計画

- ・工程表に法定休日及び所定休日を明示し、計画的に休日を取得できるよう工程管理を行う。
- ・宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休二日工事」実施要領に基づき休日等取得実績書を作成し、監督職員に週休二日の実施状況を報告する。
- ・現場条件等によりやむを得ず週に2日以上の日確保が困難となる場合は、振替休日により所定の日確保を図るものとする。

（2）取り組みに関する現場掲示の方法等

- ・工事現場に週休二日工事であることを記載したPR看板を設置する。

4-17 その他

（1）現場代理人・主任技術者（監理技術者）資格者表及び有資格者一覧表を作成し、あわせて資格証の写しを添付する。

＊参考資料の「資格を必要とする主な作業内容」を参照のこと。

（2）その他、必要な事項について記載する。

- ・官公庁への手続き
- ・作業時間、休日
- ・地元住民へのPR方法等
- ・創意工夫及び地域貢献として取り組む項目等
- ・総合評価落札方式による入札の場合、評価項目である施工計画等・技術提案等の実施内容として提案した項目等
- ・現場環境改善費の実施内容及び実施期間

・モデル工事等の実施内容(令和7年3月時点でのモデル工事は下記のとおり)

① I C T施工・3次元化等の活用提案モデル工事

②誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事

【記載例】

その他

(1)現場代理人・主任技術者（監理技術者）資格者表

職名・資格	氏名	経歴	資格種別・番号	取得年月日
現場代理人	〇〇〇〇		1級土木施工管理技士 ()号	年号〇年〇月〇日
主任技術者 (監理技術者)	〇〇〇〇		監理技術者資格 ()号	年号〇年〇月〇日
			1級土木施工管理技士 ()号	年号〇年〇月〇日

(2)有資格者一覧表

職名・資格	氏名	会社名	経験年数	資格種別・番号	取得年月日
地山掘削 作業主任者	〇〇〇〇	〇〇建設	5年	技能講習終了 ()号	年号〇年〇月〇日
土留支保工 作業主任者	〇〇〇〇	△△建設	10年	技能講習終了 ()号	年号〇年〇月〇日
車両系 建設機械	〇〇〇〇	△△建設	10年	技能講習終了 ()号	年号〇年〇月〇日
玉掛	〇〇〇〇	△△建設	10年	技能講習終了 ()号	年号〇年〇月〇日

(3)現場環境改善費の実施内容

計上項目	実施する内容	具体的な実施内容	実施期間
仮設備関係	緑化・花壇	現場事務所及び周囲のフェンスに花壇（プランター）を設置。	現場事務所設置後～ 工事完了まで (〇月～〇月)
営繕関係	現場事務所の快適化	女性用更衣室の設置。	現場事務所設置後～ 工事完了まで (〇月～〇月)
営繕関係	現場休憩所の快適化	現場休憩所にエアコン及びウォーターサーバーを設置。	現場事務所設置後～ 工事完了まで (〇月～〇月)
安全関係	盗難防止対策	現場事務所に警報器を設置。	現場事務所設置後～ 工事完了まで (〇月～〇月)

地域連携	地域対策費	発注者と工事関係者との説明会（現場立会）に出席（同席）し、施工スケジュールや工法を説明する。	適宜 （○月～○月）
------	-------	--	---------------

(4) モデル工事等の実施内容

対象項目	本工事の実施の有無	具体的な実施内容
ICT 施工・3次元化等の活用提案モデル工事	有	本工事での取組項目は下記のとおり。 ①3次元起工測量（UAV レーザー） ②3次元設計データの作成 ③ICT 建設機械による施工（基盤造成） ④3次元出来形管理等の施工管理（UAV レーザー） ⑤3次元データの納品
誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事	有	女性技能者の配置。 女性専用の仮設トイレ及び更衣室の仕様については別紙のとおり。

5. 参考資料

○道路工事現場における保安施設設置基準

(目 的)

第1 宮城県が管理する国道及び県道に関する工事ならびに宮城県が施行する都市計画街路事業の施行にあたり、工事現場における保安施設の設置基準（以下「基準」という。）を定め、工事現場での一般通行者の交通事故の防止および沿道住民へのめいわくを防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保することを目的とする。

(保安施設設置計画書の提出および承認)

第2 工事請負者（以下「請負者」という。）は着手届を提出する場合は、保安施設設置計画書を添付し、土木事務所長（以下「所長」という。）の承認を得なければならないものとする。

2 所長は前項の承認を行う場合は、現地において請負者の立会いのうえ行うものとする。

3 所長および請負者は、施行中においても適宜、保安施設の点検を実施し、請負者にあつては、毎日の作業開始及び作業終了時において、設置状況を確認し、その結果を記録しなければならないものとする。

(適用範囲)

第3 保安施設の設置にあたっては他の通達等に定めるほか、次の1号から3号までの工事の場合はこの基準により、4号の工事の場合は、原則としてこの基準によるものとする。

(1) 一般交通の用に供している道路において施行する道路の改築、舗装、災害復旧、維持修繕工事、過疎代行工事及び受託工事

(2) 一般交通の用に供している道路において施行する道路法第22条による工事原因者に対する工事
施行命令による工事および同法第24条による道路管理者以外の者が施行する工事ならびに同法第32条または第35条による道路の占有に伴い施行する工事

(3) 一般交通の用に供している道路と相互に効用を兼ねる他の工作物または施設等について他の工作物または施設等の管理者が施行する工事

(4) 道路の新設工事等、一般交通の用に供していない道路における工事

(保安施設の種類)

第4 保安施設の種類の種類は次のとおりとし、その様式は別図(1)のとおりとする。

(1) 保安施設の種類の種類

表-1

施 設	記 号	交通の 誘 導	立 入 防 止	場所の 予 告 明 示	交 通 指 導	その他	摘 要
照 明 灯				○			300～500W
保 安 灯		○	○	○			保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩 道 柵			○	○			
バ リ ケ ード			○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
セーフティーコーン	○	○		○			
警 戒 標 識 (213)	①			○			
工事箇所予告標示板	①'			○			

施 設	記 号	交通の 誘 導	立 入 防 止	場所の 予 告 明 示	交 通 指 導	その他	摘 要
警戒標識又は ⁽²¹¹⁾ ⁽²¹²⁾	②			○			
〃 ⁽²¹¹⁻²⁾	③			○			
規制標識 ^(311-E)	④	○			○		
〃 ⁽³²⁹⁾	⑤				○		
工事名標示板	⑥					○	
お願い標示板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		旗の寸法は70×75cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標示板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道案内標示板 ^(120-A)	⑬					○	
簡易信号機		○			○		
※連結式保安灯は40Wを3m間隔に設置する。 チューブ式保安灯は出入口部は40W、中央部は30Wを設置する。							

(2) 別図(1)の例示中、文字および指定のない色彩については、「道路標識、区間線および道路標示に関する命令」によるものとする。

(3) 標識類の寸法は図示のとおりとする。ただし、道路の形状または交通の状況により警戒標識および案内標識は1.3倍、1.6倍または2.0倍に、規制標識は2.0倍までそれぞれ拡大することができる。

(保安施設の設置方法)

第5 保安施設の設置方法は別図(2)によることを原則とし、次の各号について特に注意するものとする。

- (1) この基準に定める標示板および標識の設置位置は左側の路端で進行方向に対して正面に設置するものとする。
- (2) 道路工事箇所予告標示板は工事箇所の手前300m、200m、100mのそれぞれの地点に設置するものとする。
- (3) 工事箇所は防護柵でとり囲むことを原則とする。
- (4) 夜間工事中の箇所または夜間に現場の保全を要する場合はかならず保安灯を設置するものとする。
- (5) 舗装新設又は舗装修繕工事等で完了部ごとに一般交通の用に供する場合は、前後の未完了部または未舗装部との境界に防護柵、赤色灯、徐行標識その他の危険標識、指定方向外進行禁止標識等、必要な保安施設を設置するものとする。
- (6) 道路上にやむを得ず建設機械、工事資材等を駐車、堆積する場合または電柱等の移転を要する物件が路面上に存置する場合はこの基準により保安施設を設置するものとする。
- (7) 標識類は前面反射または照明装置を施すものとする。
- (8) 1日の昼間作業で完了する舗装修繕工事または路面清掃等で作業箇所が移動する場合はセフティ

コンを主体に設置し、必要に応じて工事箇所予告標示板を設置するものとする。

- (9) 工事箇所が複数の工区に分割し施行する場合の非工事区間については、所長と工事請負者が協議して保安施設を設置するものとする。

(その他の措置)

第6 保安施設の設置方法のほかに、工事現場における交通事故および交通渋滞を防止するため次の各号について特に注意するものとする。

- (1) 作業中の工事現場の前後には原則として交通整理員を配置するものとする。
- (2) 舗装新設または舗装修繕工事等で完了部ごとに交通解放する場合は、通行車両の走行に支障のない区間ごとに行うものとする。
- (3) 道路改良工事または舗装新設工事等において、現道との取付け部または未舗装との取付け部はおおむね5%の縦断勾配ですりつけるものとする。
- (4) 工事箇所内にすれ違い区間を設ける場合は、路面および路肩等の維持管理には十分配慮するものとする。
- (5) 建設機械および工事資材の搬入は工程にあわせて行ない、一般交通に支障を与えることのないよう配慮するものとする。
- (6) 土木事務所においては道路工事に伴う交通規制について事前に各関係機関と十分協議するとともに、道路利用者、地域住民に対して周知徹底を図るものとする。
- (7) 迂回路を指定または新設して一般交通の確保を図る場合は、当該道路の維持補修には十分配慮するものとする。
- (8) 工事完了後は保安施設を撤去し、所長および請負者は現場を点検し、車輛はもとより歩行者の通行に際しても支障の有無を確認してから一般交通の用に供するものとする。
- (9) 工事の変更、中止その他の理由により、工事を休止する場合の現場の保全については特に注意し、請負者にとっては1日につき2回以上の巡視を行うこととし、工事区間の維持には十分配慮するものとする。
- (10) 豪雨雪等のあった場合は請負者は、そのつど現場を巡視し、点検結果を所長に報告するものとする。

別図(1)

保安施設標準様式図			
記 号	①	①'	②
名 称	警戒標識 (213)	工事箇所予告標示板	警戒標識 (211) 又は (212)
様式および 標準寸法 (単位mm)			
注	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板 内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照光度40W程度とする。	地色は青色文字及び図縁は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。 電 照 式 左記と同じ	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板 内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照光度40W程度とする。

保安施設標準様式図			
記 号	③	④	④'
名 称	警戒標識 (212-2)	規制標識 (311-E)	
様式および 標準寸法 (単位mm)			
注	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板 内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照光度40W程度とする。	拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板 内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照光度40W程度とする。	全面反射シート貼付とする。 材質：鋼板又はアルミ板

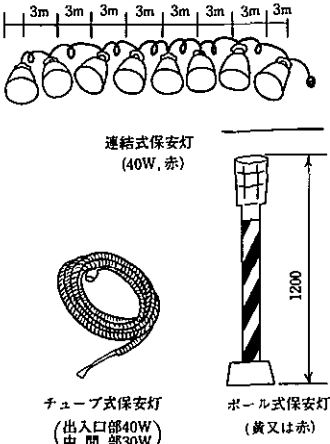
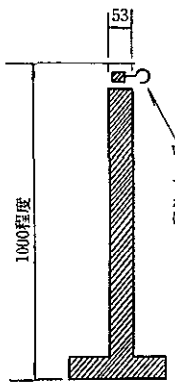
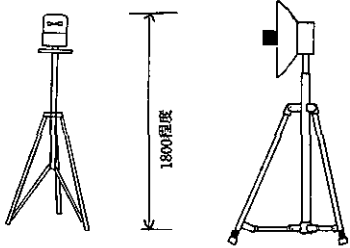
保安施設標準様式図

記 号	⑤	⑤'	⑥
名 称	規制標識 (329)		工事名標示板
様式および 標準寸法 (単位mm)			
注	拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板	全面反射シート貼付式とする。	(1) 色彩は「〇〇工事中」は赤色その他の文字及び線を青色、地を透明又は、白地とする。 (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 (3) 「〇〇工事中」の文字に反射装置を施するものとする。 (4) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。 (5) 河川、その他工事の場合は当該工事名を記入するものとする。 (6) 区間、工期等に変更あった場合は直ちに修正するものとする。 (7) 発注者名称は「宮城県」とする。 (8) 発注者の(電話)は主任監督員(勤務地)の連絡先とする。 (9) 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能としたうえで幅を縮小できるものとする。

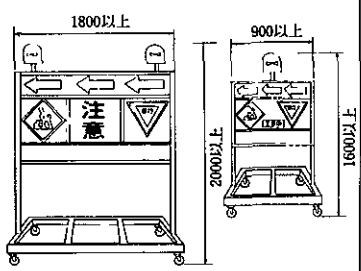
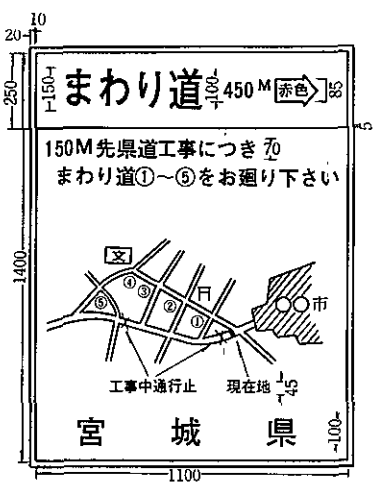
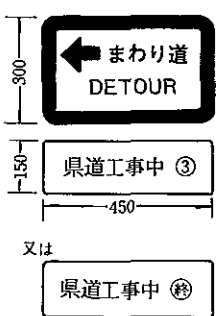
保安施設標準様式図

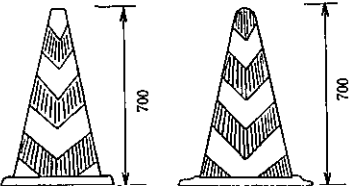
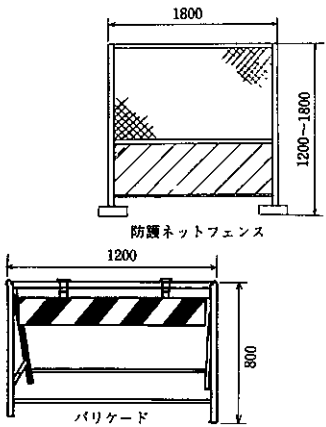
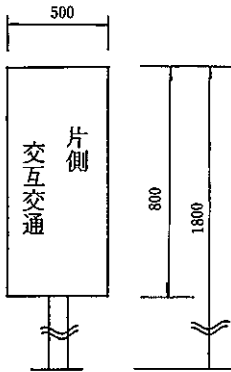
記 号	⑥	⑦
名 称	夜間作業又は昼夜兼行作業の揭示板	お 願 い 標 示 板
様式および 標準寸法 (単位mm)		
注	(1) 工事名標示板の真上に標示するものとする。 (2) 色彩は、縁及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、縁線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。 (3) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1.5cmとする。	白地に黒文字とする。 ※ 工事請負者名 〇 〇 〇 KK 電話番号 TEL 〇〇-〇〇〇〇 現場責任者名 〇 〇 〇 〇 (1) 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能としたうえで幅を縮小できるものとする。

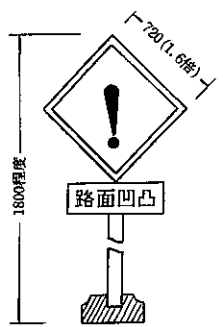
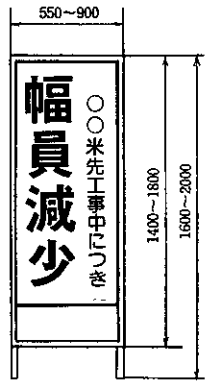
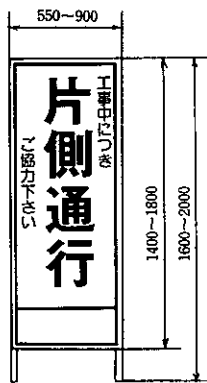
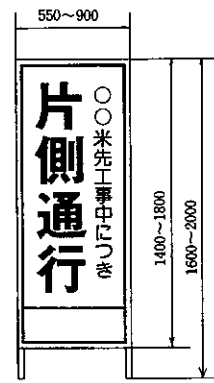
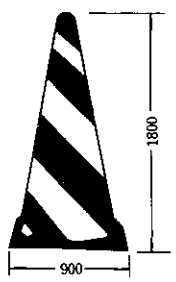
保安施設標準様式図

記 号	⑧	⑨	⑩
名 称	保 安 灯	歩 道 柵	回 転 灯
様式および標準寸法 (単位mm)	 連結式保安灯 (40W, 赤) チューブ式保安灯 (出入口部40W 中間部30W) ポール式保安灯 (黄又は赤)	 1000程度 53 ロープかけ	 1800程度 小 型 大 型
注	(1) 確認距離、夜間150 m以上の効果をもつものであること。	(1) 柱およびロープは、黒背の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約3 mを標準とする。	確認距離200 m以上の効果をもつ黄色(赤色)回転灯とする。

保安施設標準様式図

記 号	⑪	⑫	⑬
名 称	誘 導 標 示 板	まわり道案内標示板	まわり道標識(120-A)
様式および標準寸法 (単位mm)	 1800以上 900以上 2000以上 1600以上 大 型 小 型(車載型)	 10 20 250 150 450M まわり道 150M先県道工事につき まわり道①～⑤をお廻り下さい 1400 1100 100 宮 城 県	 300 150 450 まわり道 DETOUR 県道工事中 ③ 又は 県道工事中 ④
注	(1) 内部照明するものとし矢印「←」は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。 (2) 標示板頂部には、視認距離200 m以上の効果をもつ点滅式黄色注意灯を設置する。	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を透明又は、白とする。 (2) 緑の余白は2 cm、緑線の太さは1 cmとする。 (3) 「まわり道450M」又は⇒の文字もしくは記号に反射装置を施するものとする。	字体、文字、地色は⑫に同じ

保安施設標準様式図			
記 号	○	→ ←	
名 称	セフティーコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	1. 反射式又は内部照明式とする。 2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。	1. バリケード鋼製。 2. 板は反射式とする。	地を透明又は、白とし、縁及び文字を青色、反射式とする。

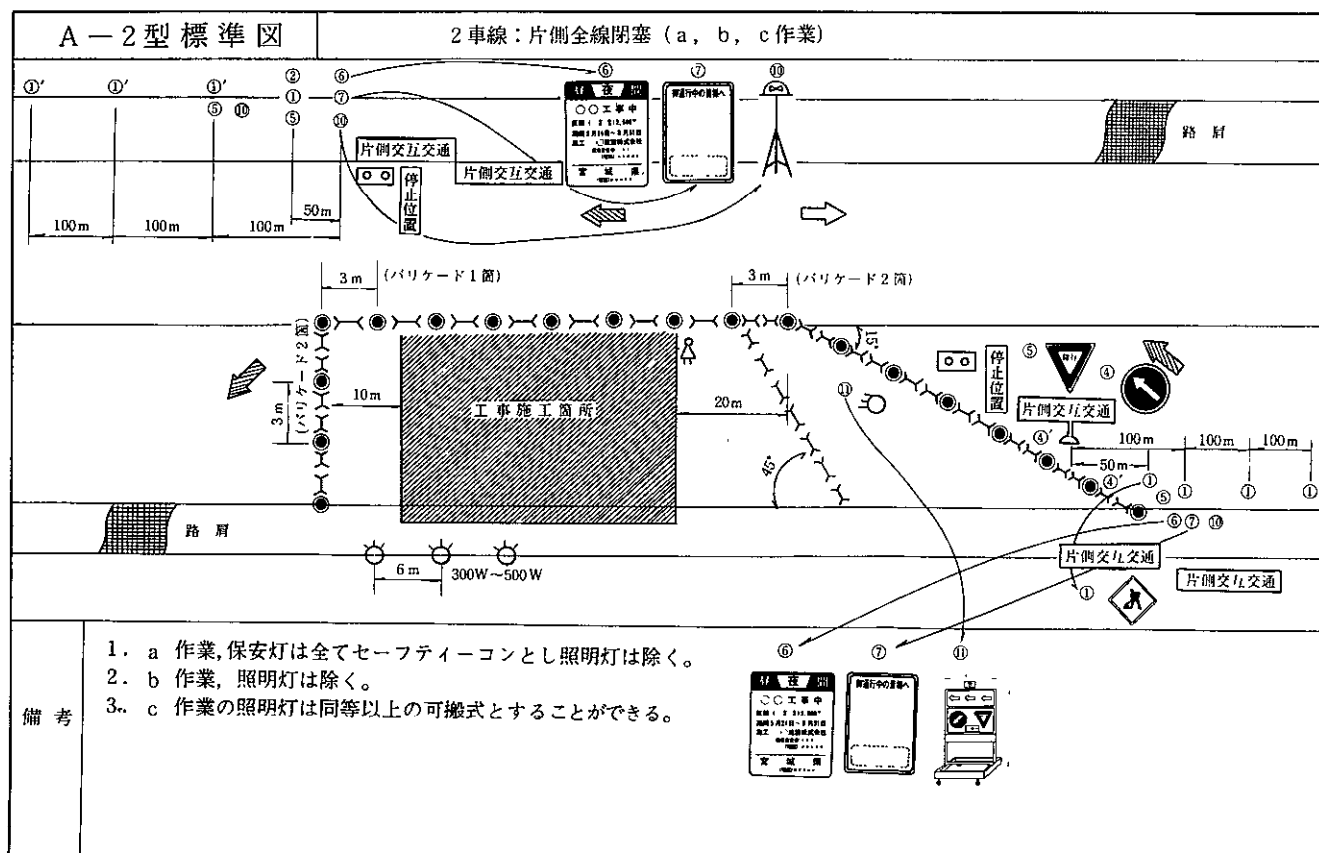
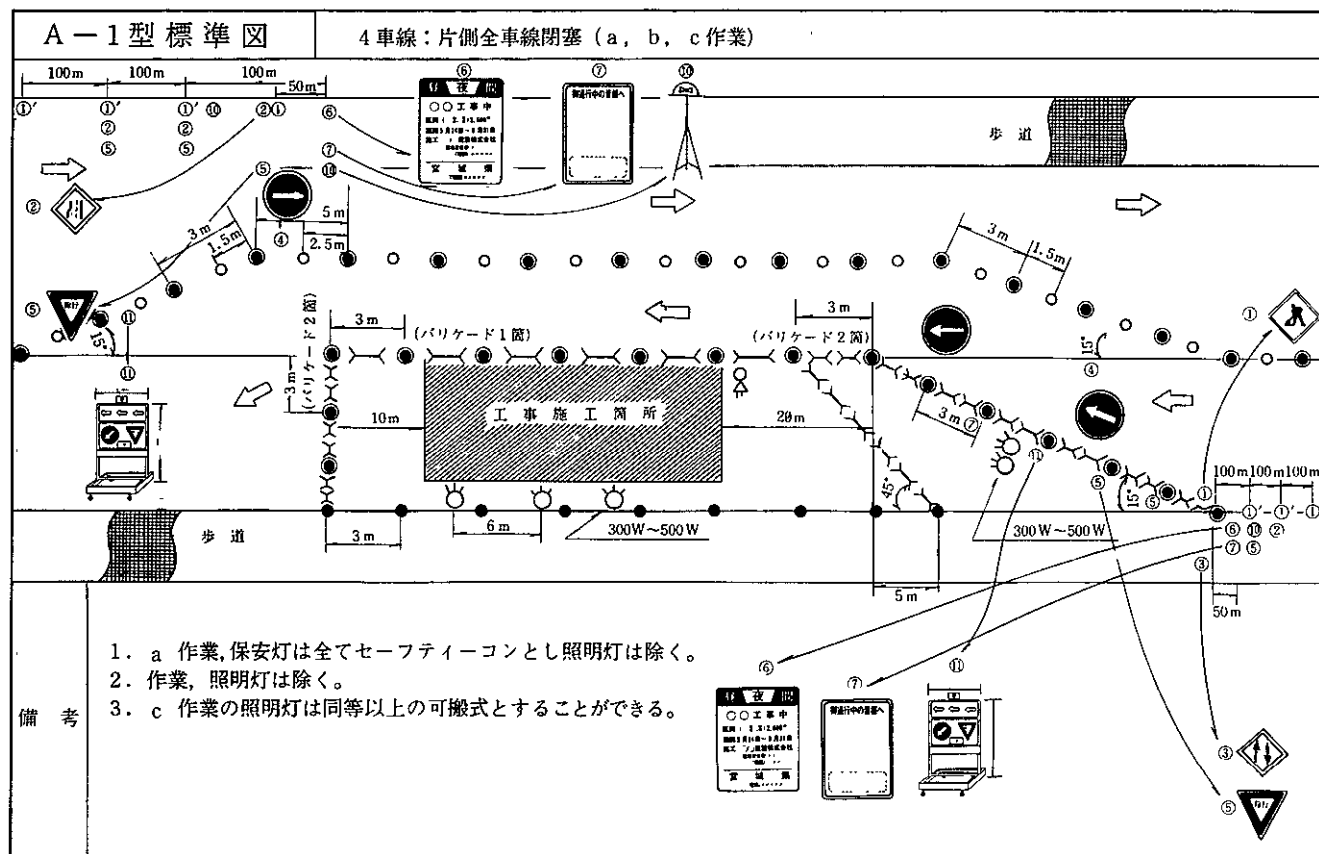
保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)					
記 号					
名 称	その他の危険(警戒標識215)	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン (内部照明付)
様式および標準寸法 (単位mm)					
注	拡大率1.6倍を標準とする。 (全面反射)	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 前面反射シート張り付け式とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 前面反射シート張り付け式とする。	内部照明又は反射式とする。

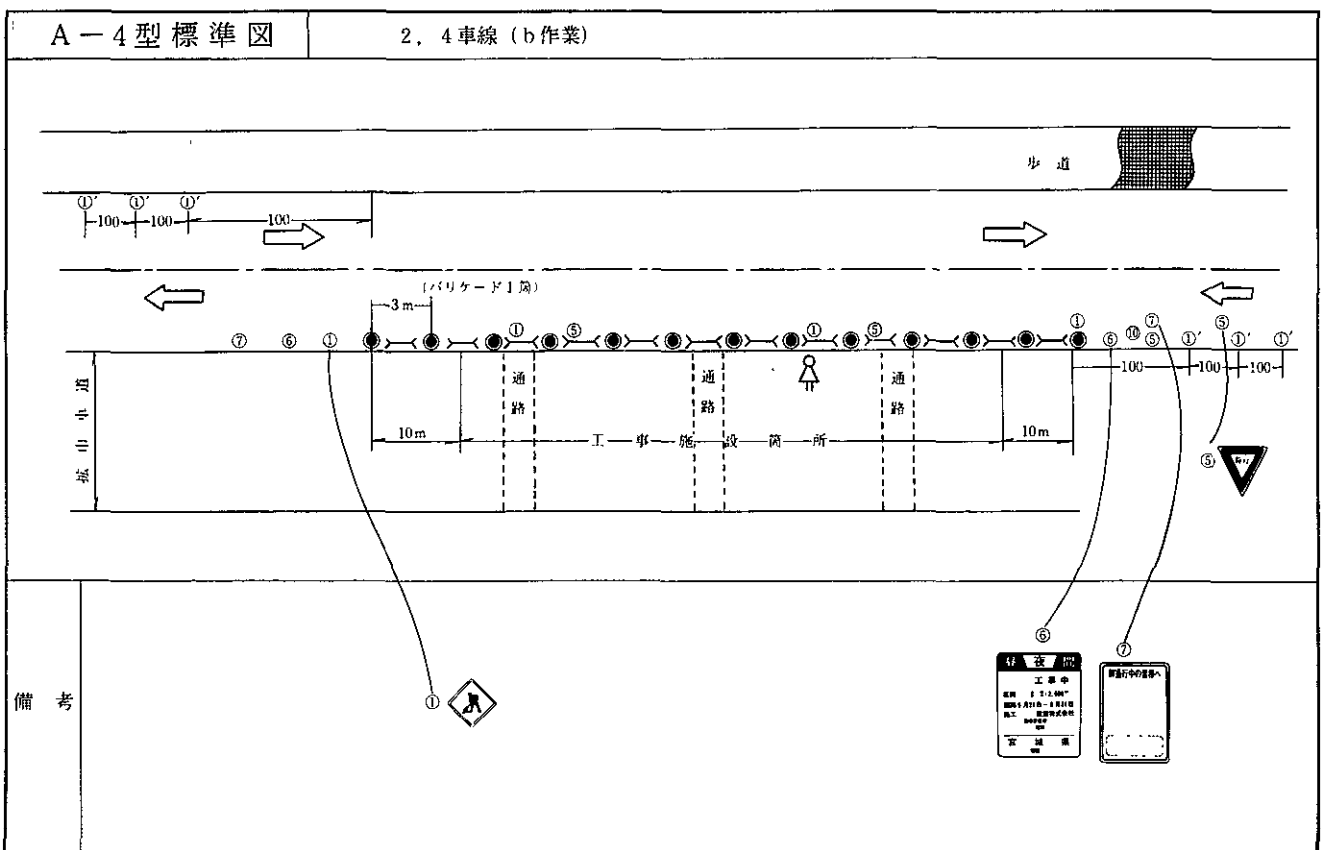
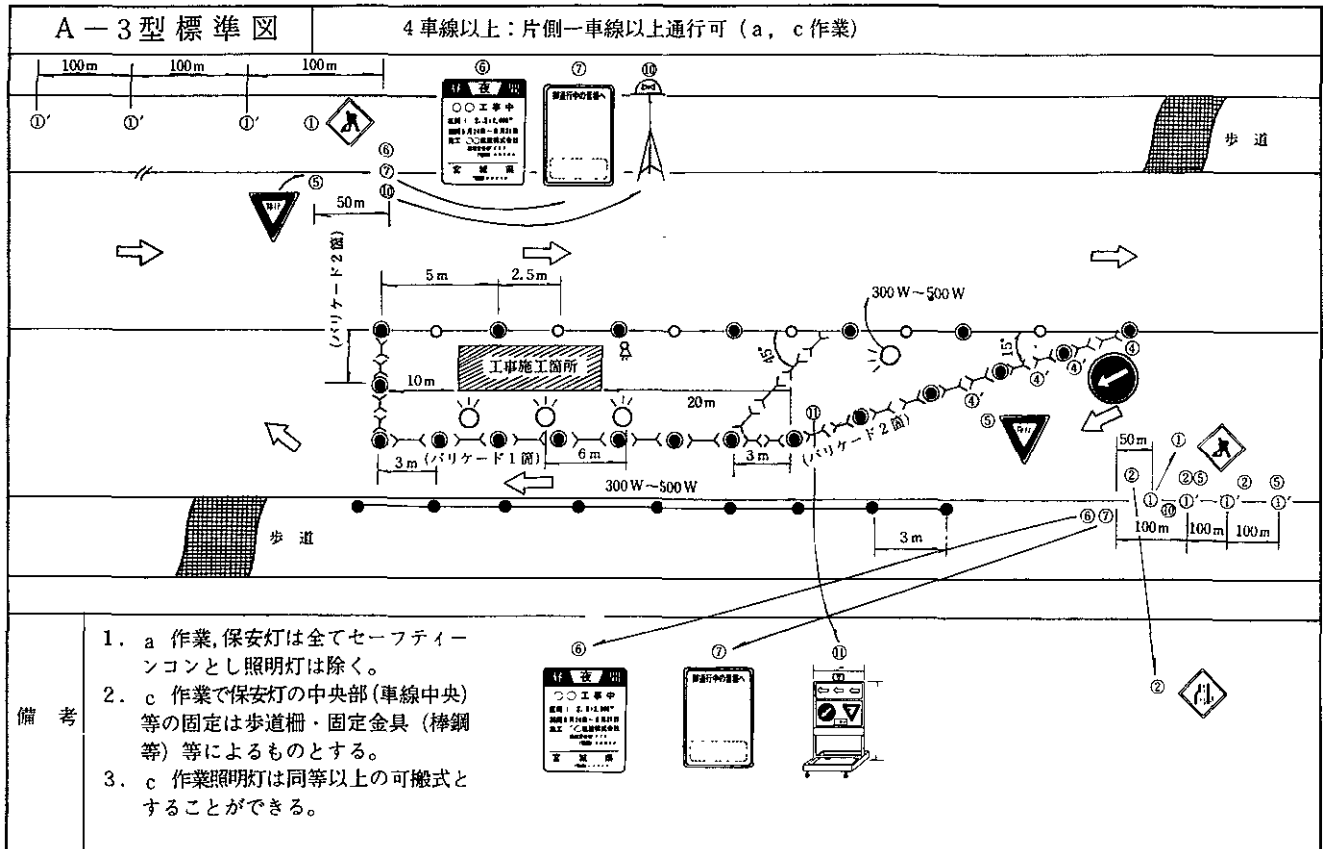
保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）			
記 号			
名 称	停 止 板	ガソリン税協力依頼標示板	簡 易 信 号 機
様式および 標準寸法 (単位mm)			
注	全面反射シート 貼付式とする。 ゴ ム 製 停止ライン	1. 透明又は白地に青文字とする。 2. 「ガソリン税・自動車重量税等」 は赤文字とする。 3. 交通の支障となる場合は表示内容 の認識可能としたうえで、幅を縮小 できるものとする。	1. 二灯式（赤青）を標準とする。 2. レンズ径は200φ以上とする。

保安施設設置標準図一覧表

(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
呼 称	車 線 数	作 業 箇 所	昼・夜間作業別条件	摘 要
A — 1	4	片 側 全 車 線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替, オーバーレー等を含む。)
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A — 2	2	"	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	"
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A — 3	4 以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	"
A — 4	2, 4	路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	現道拡巾工事
C — 1	2	片 側 全 車 線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	局部打換(小規模), パッチング等)
			a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
C — 2	4 以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	"
E — 1	—	—	昼間作業(施工後施設を撤去)	レーンマーク作業
E — 2	—	—	" (施工後施設を撤去)	路面表示作業
F — 3	—	路 側	a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	短時間の路側作業(人力)
			a 昼間作業(夜間は施設を撤去) c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
H — 1	—	歩 道 ・ 路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事
H — 2	—	路 側	b " (夜間も施設を存置)	"

別図(2)





C-1 型 標準 図

2 車線：片側全車線閉塞：局部打換（小規模）：パッチング等（a, c 作業）

⑥

50m ~ 100m

歩道

①

片側交互交通

停止位置

3m

10m

工事施工箇所

20m

300W ~ 500W

①

黄色回転灯

3m

(バリケード2箇)

片側交互交通

停止位置

50m ~ 100m

① ⑥

歩道

3m

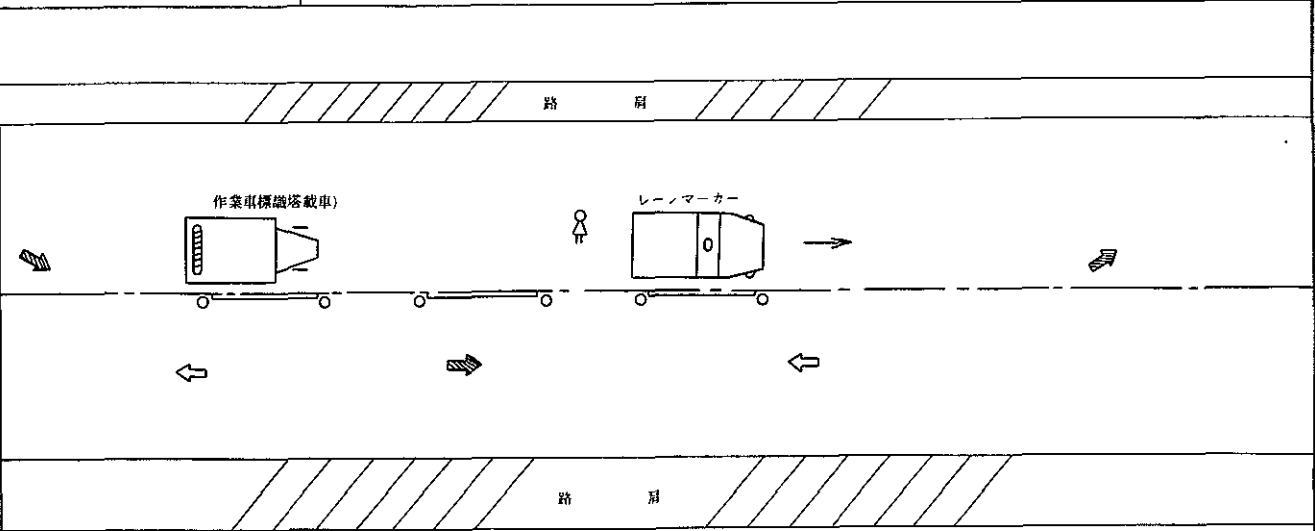
15°

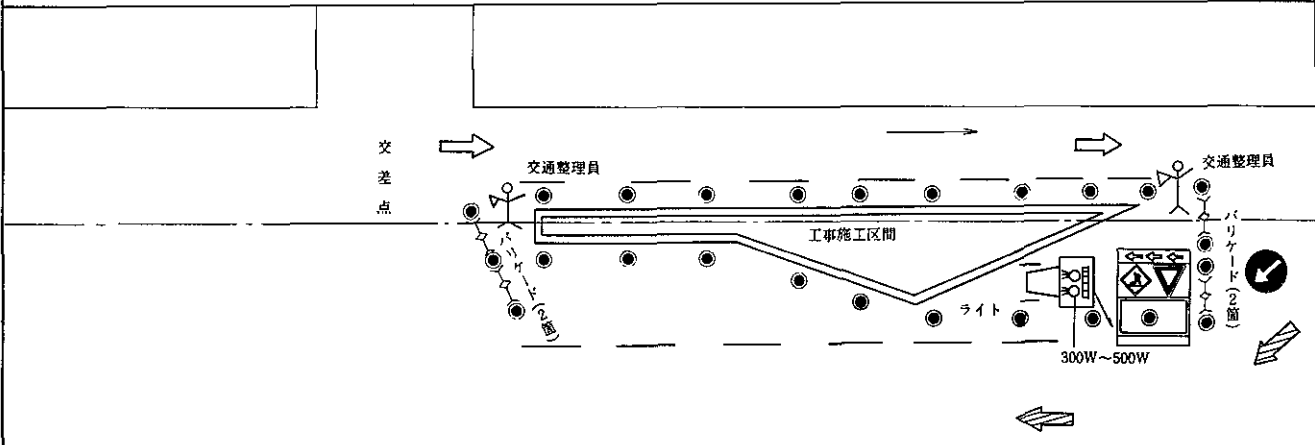
1. 工事区間の起、終点到⑥を設置すること。

2. a 作業，保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く。

備考

C-2型標準図	4車線以上：片側一車線以上通行可：局部打換(小規模)：パッシング等（a，c作業）
⑥	黄色回転灯 工事施工箇所 3m 10m 3m 300 W ~ 500 W 50 ~ 100 m 歩道 歩道
備考	1. 工事区間の起終点に⑥を設置すること。 a 作業，保安灯は全てセーフティーコンとし照明灯は除く。

E-1 型 標準図	レーンマーク作業：昼間作業
	
備 考	1. 作業実施には防護用に作業車を配置する。 2. 必要に応じ保安要員，交通整理員を配置すること。 3. 標識塔載車に車間距離標示板を取付ける。 4. 標識塔載車に警報装置を取付ける。

E-2 型 標準図	路面表示作業（a，c 作業）
路面表示作業	
	
備 考	1. 必要に応じ保安員，交通整理員を配置すること。 2. 昼間の作業は保安灯をセーフティーコンに換え照明は除く。

F-3 型 標準図	短時間の路側作業(人力)：側溝、ガードレール、標識等の設置、修繕、清掃等(a, c 作業)
備考	(1) 昼間作業の場合は保安灯をセーフティコンに換え照明は除く。 (2) ①の設置数、距離は交通量その他現地の状況により増減する。

H-1 型 標準図	路面作業 2車線 (b 作業)
備考	

[illegible]

有資格作業主任者を必要とする主な作業内容

選任すべき作業内容	作業主任者名	選任を受ける資格を有する者
高圧室内作業	高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者免許取得者
アセチレン溶接装置，ガス集合溶接装置によるガス溶接作業	ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許取得者
コンクリート破砕器作業	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器作業主任者技能講習会修了者
地山掘削作業 (掘削面高 2m 以上)	地山の掘削作業主任者	地山の掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習修了者
土留支保工作業	土留支保工作業主任者	
ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者
ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者
コンクリート造工作物の破壊等の作業 (5m 以上工作物)	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者
型わく支保組立解体作業	型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習修了者
足場の組立解体作業	足場の組立て等作業主任者	足場の組立て等作業主任者技能講習会修了者
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者技能講習会修了者
鉄骨の組立等作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者

資格を要する主な作業

1. クレーン・デリック、移動式クレーン 2. 玉掛 3. 車両系建設機械 4. 基礎工事用機械 5. 車両系締固め機械 6. 車両系荷役運搬機械 7. 建設用リフト巻上げ機 8. ゴンドラ 9. 電気取扱い 10. 軌道装置	11. 火薬・発破 12. 防火管理 13. アーク溶接 14. 有機溶剤作業 15. 粉じん作業 16. 木造建築 17. その他
--	--